

大口町告示第99号

大口町障害児通所給付支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年12月22日

大口町長 鈴木雅博

大口町障害児通所給付支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障害児通所給付支援事業実施要綱（平成25年大口町告示第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第24条の2」を「第21条の5の3」に、「第27条の2」を「第24条」に改める。

第10条中「第21条の5の4第2項」を「第21条の5の4第3項」に改める。

様式第2中「第21条の5の5」を「第21条の5の7」に改める。

様式第7中「第21条の5の7」を「第21条の5の8」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。